

全国がん登録に係る情報提供について

1 全国がん登録の概要

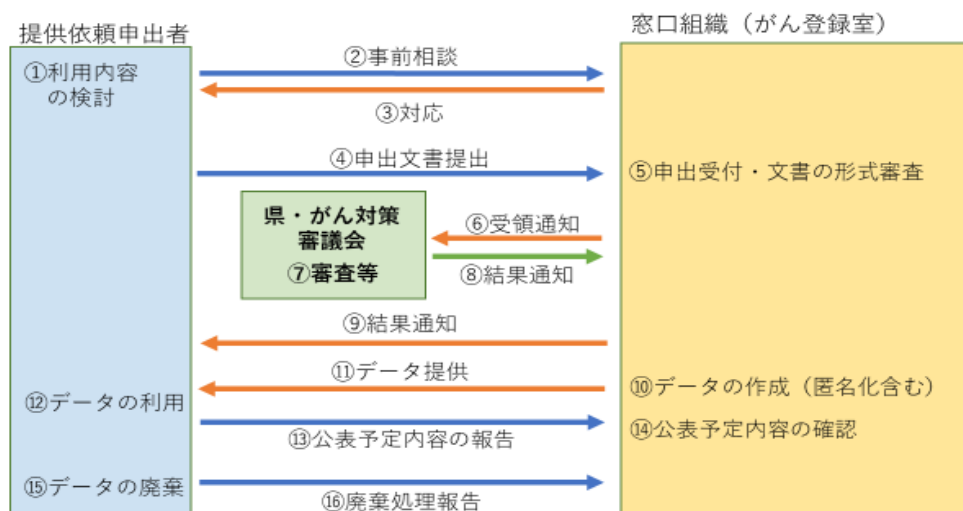
- 「全国がん登録」とは、がん登録等の推進に関する法律（平成 25 年法律第 111 号。以下「法」という。）に基づき、日本でがんと診断された全ての人のデータを国で 1 つにまとめて集計・分析・管理する仕組みで、平成 28 年 1 月に開始しました。
- 収集する情報は、氏名、性別、生年月日、住所、がんの種類、進行度、治療の内容等 26 項目です。
- 法に基づき、知事は、病院及び指定された診療所から当該情報を受取り、審査及び整理後、厚生労働大臣に提出することとなっており、当該事務を実施するため、本県においては、宮崎大学に委託し、宮崎県がん登録室を設置しています。

2 がん情報の提供について

(1) 概要

- 全国がん登録情報（法に基づき集められた全国のがんの罹患の情報）及び都道府県がん情報（全国がん登録情報のうち、これを利用しようとする都道府県が初回の診断が行われた都道府県であるとして記録されたがんに係る情報及び当該都道府県の区域内の病院等から届けられたがんに係る情報）またはこれらに係る匿名化された情報については、国・地方公共団体のがん対策に必要な調査研究、がん医療の質の向上等に資する調査研究を行う者等へ提供することができるとされています。
- 2 以上の都道府県に係るがん情報については国が情報提供を行い、それ以外は都道府県が情報提供を行うこととなります。
- 情報の利用または提供にあたっては審議会その他の合議制の機関の意見を聴くこととなっています。

【情報提供の事務フロー（※今回の手続きは⑦）】



※ 法第20条に基づく提供（病院等への提供）の場合、⑦における審議会への意見聴取は不要。

(2) 今回の情報提供申出者等について

申出者	申出の種類	利用目的等	備考
宮崎県がん登録室 (宮崎大学)	法第 18 条に基づく 都道府県知事による 利用等 (提供)	2018 年宮崎県がん 登録報告書作成の ため	2017 年宮崎県がん 登録報告書 (資料 2-5) に準じて 作成

※ 今回の場合は、申出者と窓口組織が、いずれも宮崎県がん登録室 (宮崎大学) となります。

(3) 申出内容に係る審査の結果について

「都道府県がん情報及び匿名化が行われた都道府県がん情報の提供に関する事務処理要領 (平成 31 年 1 月 1 日健康増進課定め)」第 6 条に基づき、窓口組織 (宮崎県がん登録室) が、申出者から提出のあった匿名化が行われた都道府県がん情報の提供に係る申出書 (様式第 2 号 (資料 2-2) 以下「申出書」という。) を確認したところ、形式点検書 (様式第 5 号 (資料 2-3)) のとおり、全ての項目において、情報提供の基準を満たしていました。また、県においても形式点検書と併せて申出書の内容を確認し、情報の提供に問題がないと判断しました。

(4) 審議事項について

① 審査報告書 (案) について

今回の申出書については、情報提供の基準を満たしていることから、別案 (資料 2-4) により審査報告書を作成し、情報提供を行ってよろしいでしょうか。

② 原則として秘匿する少数集計値 (1 以上、10 未満) の取扱いについて

情報提供を行う場合、原則として秘匿する少数集計値 (1 以上、10 未満) について、公表することとしてよろしいでしょうか。

【参考】少数集計値とは

○ 例示すると、資料 2-5 の「宮崎県がん登録報告書 (2017 年集計)」71 ページに掲載された 1~9 の数字のことであり、「全国がん登録情報の提供の利用規約 (平成 31 年 1 月 1 日 宮崎県福祉保健部健康増進課定め)」の「12 成果の公表」において、情報の利用者が、提供された情報を公表するに当たり、公表される調査研究の成果によって、特定の個人又は病院等が第三者に識別されないよう、原則、がん種別、年齢別、市町村別、病院等別の単体又は他の登録情報と組み合わせによる集計値が、1 件以上 10 件未満の場合は、原則として秘匿とすること (ただし、個人の同意、市町村又は病院等の個別の了承がある場合又は審議会が特に認める場合はこの限りではない。) と定められている。

○ これまで公表してきた 2013 年から 2017 年のがん登録報告書においては、少数集計値を公開してきたが、特段の問題は生じておらず、秘匿した場合、市町村別の罹患数等、非公開となる部分が多く、県や市町村ががん対策の企画立案等をする上で、支障が生じると考えられることから、公開することの公益性は高いといえる。

【参考】がん登録等の推進に関する法律(平成 25 年法律第 111 号) 一部抜粋

(都道府県知事による利用等)

第十八条 都道府県知事は、当該都道府県のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究のため、これに必要な限度で、全国がん登録データベースを用いて、当該都道府県に係る都道府県がん情報又はこれに係る特定匿名化情報を自ら利用し、又は次に掲げる者に提供することができる。この場合においては、前条第一項ただし書の規定を準用する。

一 当該都道府県が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。次号及び次条第一項において同じ。)

二 当該都道府県若しくは当該都道府県が設立した地方独立行政法人から当該都道府県のがん対策の企画立案若しくは実施に必要ながんに係る調査研究の委託を受けた者又は当該都道府県若しくは当該都道府県が設立した地方独立行政法人と共同して当該がんに係る調査研究を行う者

三 前号に掲げる者に準ずる者として当該都道府県知事が定める者

2 都道府県知事は、前項第三号の規定により同項第二号に掲げる者に準ずる者を定め、又は同項の規定による利用若しくは提供を行おうとするときは、あらかじめ、審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

3 前項に規定する審議会その他の合議制の機関の委員その他の構成員には、がん、がん医療等又はがんの予防に関する学識経験のある者及び個人情報の保護に関する学識経験のある者が含まれるものとする。

【参考】都道府県がん情報及び匿名化が行われた都道府県がん情報の提供に関する事務処理要領(平成 31 年 1 月 1 日健康増進課定め) 一部抜粋

(提供依頼申出者からの申出文書の受付及び形式の点検)

第6条 法第 18 条、第 19 条、第 21 条第 8 項又は同条第9項に基づく提供依頼の申出は、申出書(別記様式第2号)に次に掲げる書類を添付して、窓口組織に提出して行うものとする。

(1) 誓約書(別記様式第2号の3)

(2) 研究計画書

(3) 利用目的が都道府県、市町村のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんの調査研究である場合は、そのことを証明する書類(別記様式第3号)

(4) 調査研究を委託する場合は、委託契約書等又はその代替文書(別記様式第4号)

(5) 調査研究の一部を委託する場合は、委託契約書等又はその代替文書(別記様式第4号の2)

(6) 法第 21 条第8項に該当する場合は、提供依頼申出者が、がんに係る調査研究であってがん医療の質の向上等に資するものの実績を2以上有することを証明する書類

(7) 法第 21 条第8項第4号に該当する場合は、がんに罹患した者への同意取得説明文書及び同意書又は法附則第2条に該当していることがわかる書類

(8) その他知事が必要と認める書類

2・3 [略]

(申出文書に基づく審査)

第7条 窓口組織は、受領した申出文書が前条第3項に基づき行う形式の点検に適合した場合は、当該申出の受領について、知事に通知するものとする。

2 知事は、前項の通知があった場合には、申出内容の審査を行い、審査結果を窓口組織に連絡するものとする。

3 知事は、都道府県がん情報若しくはこれに係る特定匿名化情報を利用又は提供を行おうとするときは、あらかじめ、審議会に諮問するものとする。ただし、法20条の規定に基づく都道府県がん情報の提供についてはこの限りでない。

4 知事は、都道府県がん情報の匿名化又は当該匿名化を行った情報の提供を行おうとするときは、あらかじめ、審議会に諮問するものとする。

5 審議会は、前2項の規定により知事の諮問を受けたときは、審査報告書(別記様式5の2)を作成するものとする。

【参考】全国がん登録 情報の提供の利用規約(平成31年1月1日宮崎県福祉保健部健康増進課定め)
一部抜粋

12 成果の公表

(1) 利用者は、情報を利用した成果を、申出文書に記載した予定時期までに公表するものとする。

(2) [略]

(3) (1)の公表に当たっては、利用者は、原則、以下のアからオその他の適切な措置を講じることで、公表される調査研究の成果によって、特定の個人又は病院等が第三者に識別されないようにするものとする。ただし、個人の同意、市町村又は病院等の個別の了承がある場合又は審議会が特に認める場合はこの限りではない。

ア [略]

イ がん種別、年齢別、市町村別、病院等別の単体又は他の登録情報と組み合わせによる集計値が、1件以上10件未満の場合は、原則として秘匿とすること。

ウ～オ [略]

(4)～(6) [略]